

仕 様 書

- | | |
|----------------|--|
| 1 件 名 | パソコンリース(令和7年2月) |
| 2 賃 貸 借 期 間 | 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（長期継続契約5年間） |
| 3 パソコンの仕様 | 別紙1(パソコン構成仕様書)のとおり
仕様を満たしていれば、メーカー・機種は不問だが、新品に限ること。
デスクトップパソコンとノートパソコンのメーカーは同一のものでなくともよい。 |
| 4 納品場所・台数 | 別紙2(納品場所一覧表)のとおり |
| 5 契 約 保 証 | 免除 |
| 6 納入条件及び設置について | <ul style="list-style-type: none">・パソコンの設置にあたっては、令和7年2月1日午後5時00分までに、受注者の責任において、財団の提示する場所へ設置しLAN接続等、稼働可能な状態にすること。
納入日については、財団と事前協議をすること。
ただし、子ども支援課納品分(ノートパソコン)については、納入期限に関わらず可能なかぎり早急に納品すること。・本件で調達を行うパソコンについては、財団の閉域網にて導入を行うため、ネットワーク参加およびドメイン参加作業等は財団担当者と協議・情報提供を受けたいえで設定作業を行うこと。・財団が提示する内容に従い、OS・ソフトウェアインストール、設定作業及び確認を行うこと。
なお、インストールを行うソフトウェアに関しては、契約後、受注者に通知する。・財団が指定する既存のネットワークプリンタ、ネットワークスキャナへの設定を行うこと。・機器の運搬、納入、設置、接続、動作確認等に必要なる一切の諸経費については、提示価格に含めること。・財団が指定する場所へ指定する台数を納入すること。・納入後1か月以内に判明した初期不良については、無償で新品と交換すること。・納期が短期間のため、切り戻しを発生しないよう契約後にスケジュール案の提出を行うこと。
また、財団が必要と認めた場合、テストケースとして契約後1週間以内に1か所の納入を行い、財団の承認を得た後に各拠点へ展開を行うこと。・借入機器等の設置、障害復旧等に伴って必然的に必要になる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず無償で提供すること。・ライセンス購入については、必要な手続きを行うこと。・ハードディスクを初期化した場合の復旧方法について、手順書を作成し、提出すること。・原則として、梱包材料等は持ち帰ること。 |
| 7 保守等 | <ul style="list-style-type: none">・ハードウェア保守の対象は、本調達に係る全てのハードウェアとすること。・各ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行うこと。・各ハードウェアの保守対応については、直接問い合わせが可能な窓口を設置すること。 |

- ・受注者は、本調達内容に関する、財団からの問い合わせに応じること。
- ・障害箇所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。
- ・各ハードウェアの修理または交換後、状況に応じて関連するソフトウェアの再インストールを遅滞なく行うこと。

8 契約期間満了後の処置

- ・契約期間満了後は、受注者の負担において機器の撤去を行うこと。
- ・返還時にはデータ等が復元できないように完全にデータを消去又はハードウェアを物理的に破壊し、その証明書類(データ消去を示す写真等)を財団へ提出すること。
- ・財団が契約の延長を希望する場合は、協議に応じること。

9 経費の支払い 毎月の業務及び検査合格後、請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払う。

10 その他 本仕様書に記載のない事項または疑義のある事項については、双方協議のうえ決定する。

11 担当者 公益財団法人岡山市ふれあい公社
子ども支援課 岡部・木村
TEL:086(274)5161 FAX:086(274)5162